

令和5年4月1日から

消防設備業務の窓口が変更されます！

～各消防署から「消防指導センター(新設)」へ～



これまで各行政区の消防署で行っていた、消防用設備等に関する業務及び本局（消防同意事務センター）で行っていた消防同意に関する業務が下記のとおり統合され、新たに設置する『**消防指導センター**』に集約されます。

各行政区の消防署

- ・消防用設備等の設置等に係る相談
- ・着工届・設置届等の提出
- ・特例申請等
- ・完成検査の実施
- ・検査済証の発行

消防同意事務センター

- ・確認申請に係る消防用設備等の相談
- ・消防同意事務

消防指導センター

(消防局本部庁舎 1階)

開設場所

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450の2

京都市消防局本部庁舎 1階 予防部指導課消防指導センター

※駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

受付時間

午前9時から11時30分、午後1時から4時

(土、日、祝日及び年末年始除く)

※上記時間内に来庁いただきますよう御協力をお願いします。

その他

- ・詳細は右下記載の二次元コードから京都市消防局のホームページを御確認ください。
- ・現在、各消防署で行っている消防用設備等に関する業務については、消防指導センターの開設準備のため、令和4年度末（令和5年3月27日から同月31日まで）の相談・届出等は極力お控えください。また、年度内の検査を希望される事業者様は、検査済証の受領までを年度内に完了できるよう計画をお願いいたします。
- ・御不明点は消防局予防部指導課（Tel075-212-6682）まで御連絡ください。



京都市消防局
KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等にお出しく下さい。
発行 京都市消防局予防部指導課 京都市印刷物第040039号